

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和8年1月23日

岩手県知事 達増 拓也 殿

岩手県奥州市水沢東町4番地

奥州商工会議所 会頭 鎌田 卓也

岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地

奥州市長 倉成 淳

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：菅原和憲

(別表1)

## 事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

#### I 現 状

##### 1 地域の災害等リスク

###### (1) 地域の概要・立地

奥州市は、水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町、衣川村の5市町村が合併し、平成18年2月20日に誕生。岩手県の内陸南部に位置し、総面積は993.30km<sup>2</sup>と広大な面積を有している。市の中北部には北上川が流れ、北上川西岸には胆沢川によって形成された約2万ヘクタールの胆沢扇状地に、水と緑に囲まれた散居のたたずまいが広がっている。北上川東岸には、北上山地につながる田園地帯が広がり、東端部には種山高原や阿原山高原が連なるなど、地域全体が緑あふれる豊かな自然に恵まれている。また、市域の54.6%（2020年農林業センサス調査）を占める林野面積の多さも特徴であり、特に西部の焼石連峰には市の最高峰・焼石岳（1,547メートル）を主峰としたブナの原生林が多く残されている。こうした自然環境のもと、市では稲作を中心とした複合型農業が展開され、県内屈指の農業地帯を形成している。さらに、交通の利便性の良さから商業集積も進み、工業団地の整備や伝統産業・基幹産業の振興など、産業面でも活発な地域となっている。

- 総面積 993.30 km<sup>2</sup>
- 距離 東西に約 57 km  
南北に約 37 km
- 地目別面積構成比  
(令和6年1月1日現在)
  - ・田 17.1%
  - ・畑 4.4%
  - ・宅地 3.9%
  - ・山林原野 23.9%
  - ・その他 50.7%

<奥州市域>

- 奥州商工会議所管轄エリア
- 前沢商工会管轄エリア



###### (2) 奥州商工会議所・前沢商工会の区分

奥州市内には従前5つの商工団体が存在していたが、平成21年4月1日に水沢商工会議所・江刺商工会議所・胆沢商工会・衣川商工会が合併し、「奥州商工会議所」としてスタートした。

現在市内には「奥州商工会議所」と「前沢商工会」が併存している。

#### 《管轄エリア》

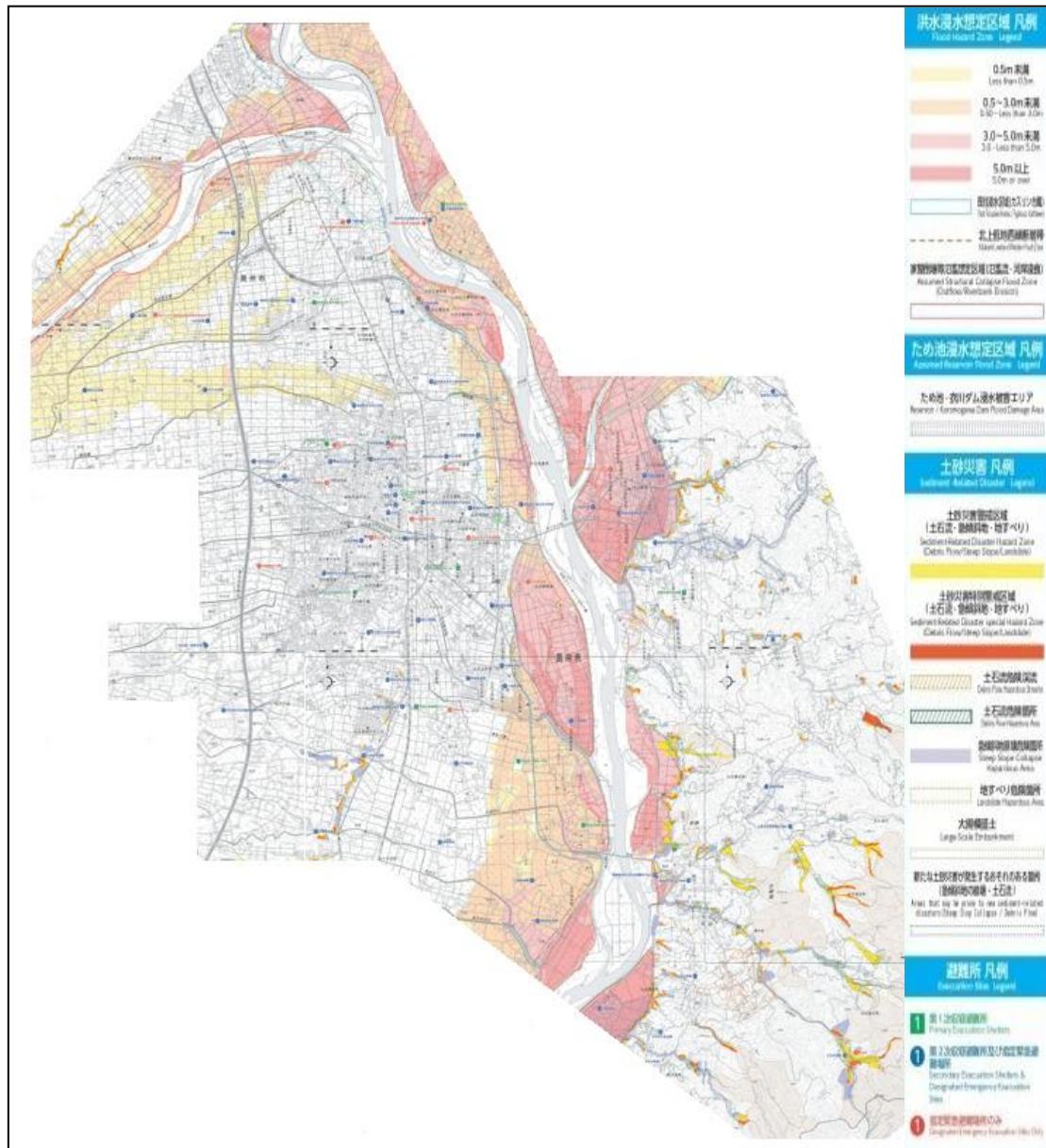
- 奥州商工会議所
  - 旧水沢市、旧江刺市、旧胆沢町、旧衣川村
- 前沢商工会
  - 旧前沢町

### (3) 洪水および土砂災害：ハザードマップ

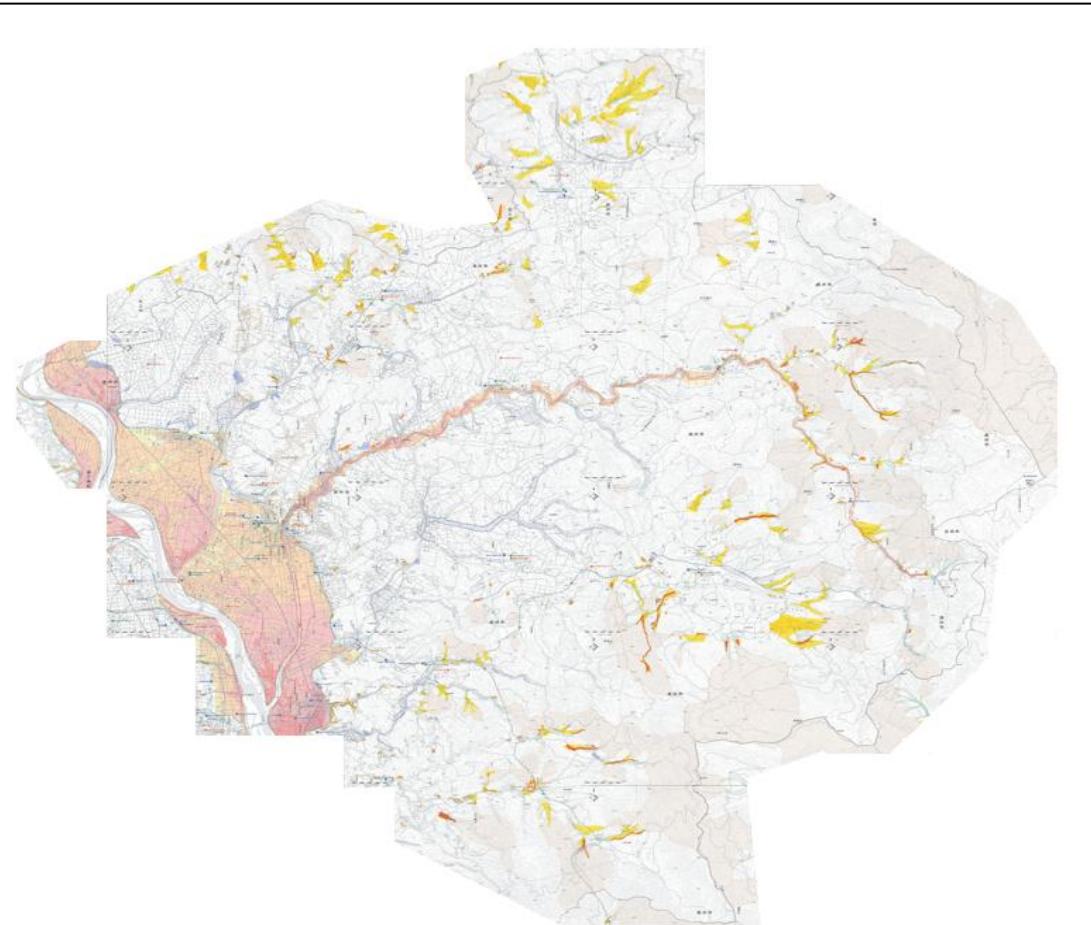
当市のハザードマップによると、市の中央部を流れる北上川河川沿いで2日間の総雨量（明治橋地点下流：北上川流域）が264mmの場合、江刺稻瀬地区から衣川衣里地区までの広い範囲で10.0m未満の浸水が想定されている。

また、水沢、江刺、胆沢、衣川、前沢の各地域の山間部では土砂災害警戒区域が多く分布しており土砂災害の生じる危険性が高い。

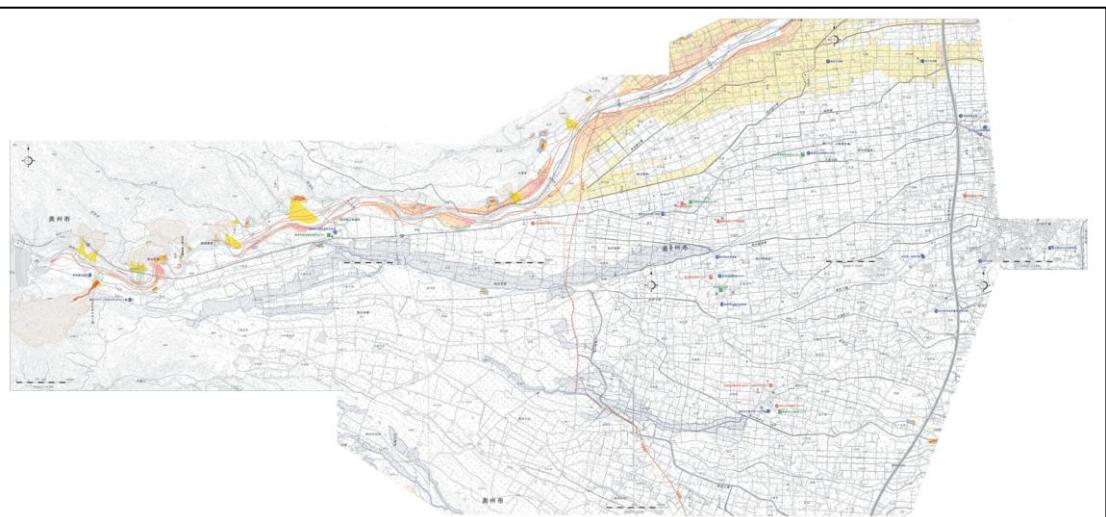
#### 【水沢地域 ハザードマップ】



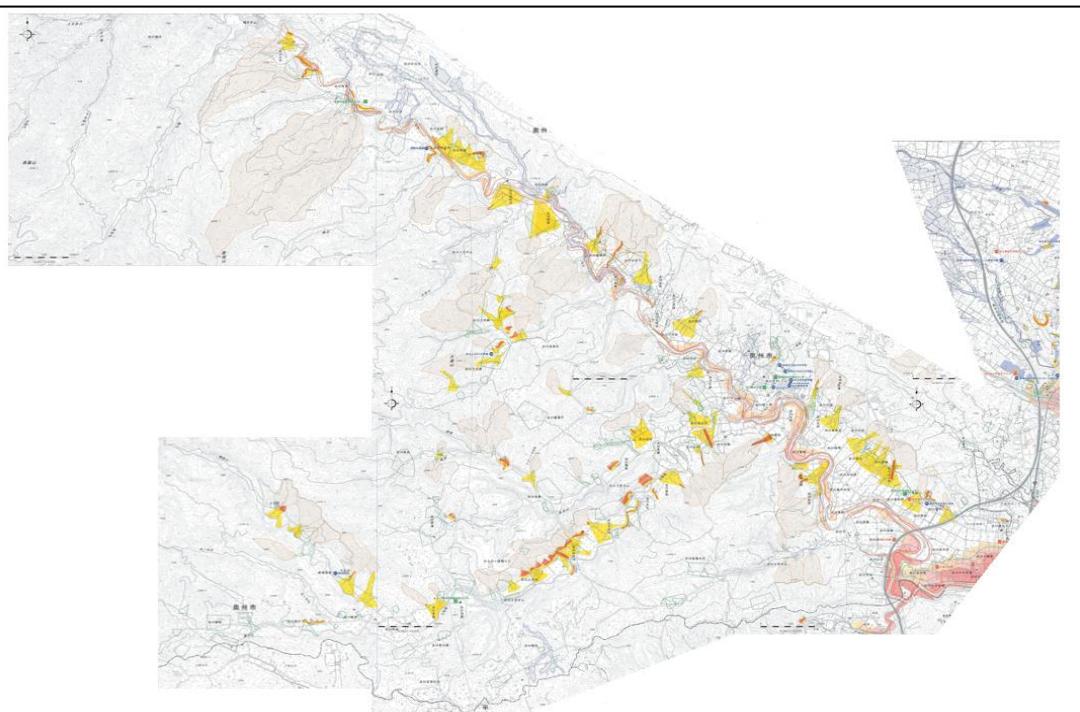
【江刺地域 ハザードマップ】



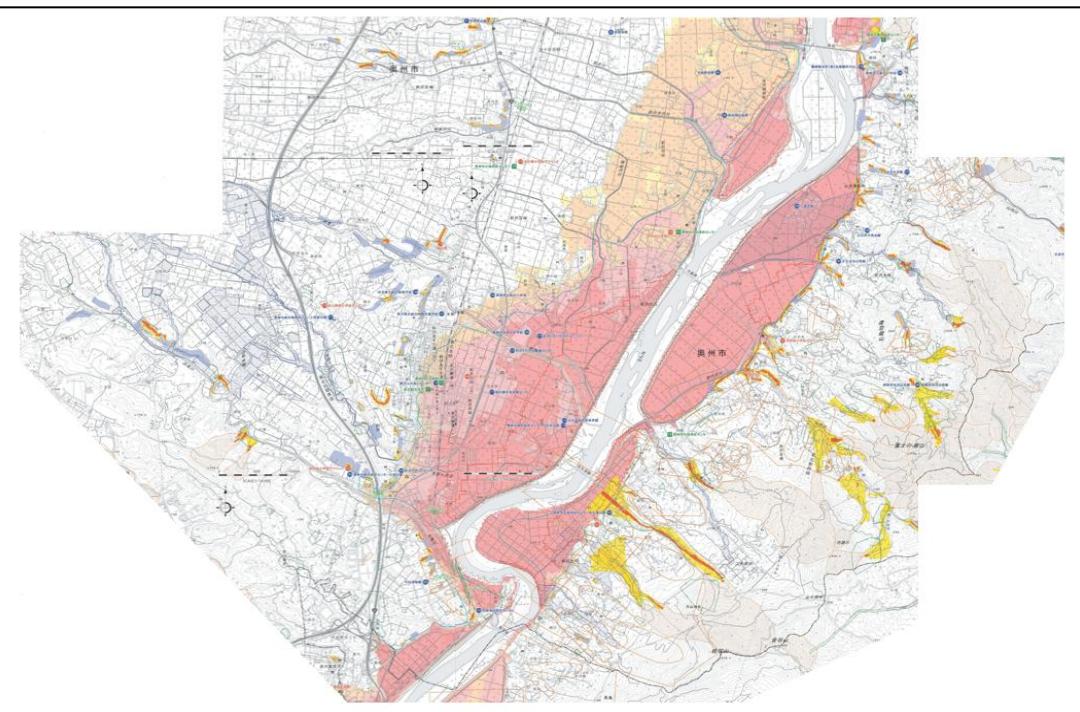
【胆沢地域 ハザードマップ】



【衣川地域 ハザードマップ】



【前沢地域 ハザードマップ】



(奥州市ハザードマップより抜粋)

【奥州市の土砂災害警戒区域等指定状況】

令和4年12月31日現在

土砂災害の おそれの ある箇所	指 定 区 域 数							
	土石流		地すべり		急傾斜地の崩壊		計	
	警戒区域		警戒区域		警戒区域		警戒区域	
	うち特別 警戒区域							
787	280	247	20	0	487	483	787	730

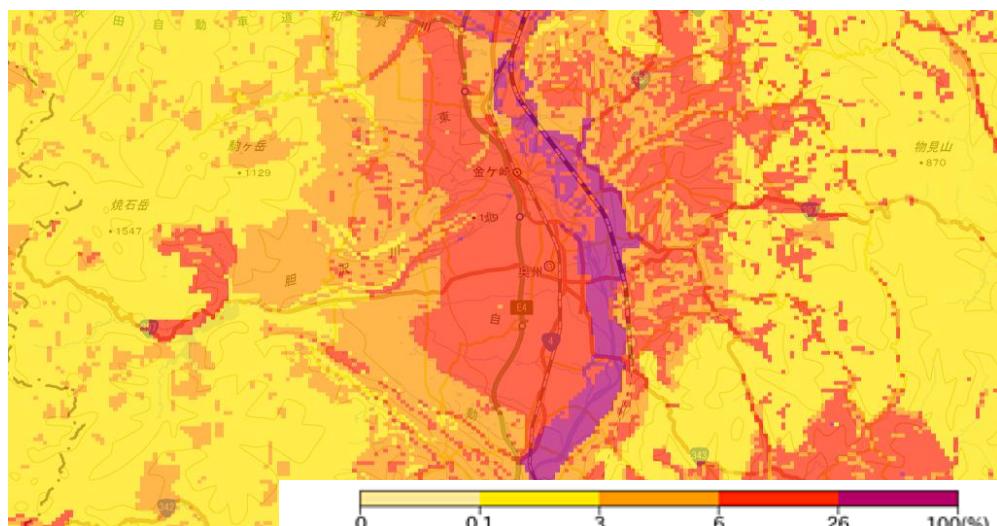
(岩手県「土砂災害警戒区域等の指定・基礎調査結果について」より抜粋)

(4) 地震：J-SHIS

地震ハザードステーションの全国地震動予測地図によると、今後30年間に震度6弱以上の地震が発生する確率は、北上川周辺において26%以上と予想されている。

また、奥州市の各地域(市役所周辺)の今後30年間に震度5弱以上の発生確率は下記の通り。

【全国地震動予測地図（今後30年間の震度6以上の地震が発生する確率）】



地震ハザードステーション「全国地震動予測地図」より引用

【奥州市内の各地域（市役所周辺）の今後30年間の震度5弱以上の地震発生確率】

	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強
水沢	89.4%	45.9%	8.9%	0.6%
江刺	99.7%	86.1%	40.3%	6.9%
胆沢	83.1%	35.7%	5.6%	0.4%
衣川	75.3%	26.7%	3.4%	0.2%
前沢	93.0%	53.7%	12.1%	1.0%

地震ハザードステーション「地震ハザードカルテ」より抜粋

(5) 新型ウイルス感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症の発生時のように国民の大部分が免疫を得ておらず、全国民および市民の多くが感染した。感染症はワクチン等の供給に時間を要するため、生命・健康に重大な被害を与える恐れがあり、商工業者にも甚大な影響を及ぼすことが想定される。

## 2 商工業者の状況

### 【奥州商工会議所】

○商工業者数 4,087人

○小規模事業者数 3,233人

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況
建設業	413	362	各地域に広く分散
製造業	371	272	工業団地に集中、各地域に広く分散
卸・小売業	1,160	741	各地域の市街地に多い
サービス業	1,606	1,368	地区全体に点在
その他	537	490	地区全体に点在
合計	4,087	3,233	

(出典：令和元年経済センサスー活動調査)

### 【前沢商工会】

○商工業者数 522人

○小規模事業者数 399人

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況
建設業	63	59	各区全域に点在
製造業	76	53	本杉、塔ヶ崎、前沢 IC 工業団地に集中
卸・小売業	175	115	地区を縦断する旧国道4号線沿に集中
サービス業	81	51	地区全域に点在
その他	127	121	地区全域に点在
合計	522	399	

(出典：令和元年経済センサスー活動調査)

### 3 これまでの取組

#### (1) 奥州市の取組

##### ① 奥州市地域防災計画の策定

奥州市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第 42 条の規定に基づき、奥州市防災会議が作成した計画である。本計画は、各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減することで、住民生活の安定と秩序の維持に努めることを目的としている。本計画では、平常時における災害予防計画、災害発生時における災害応急対策計画及び災害復旧・復興計画について定めており、必要に応じた見直しを隨時実施している。

##### ② 奥州市水防計画の策定

奥州市水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条第 1 項の規定に基づいて策定された計画である。本計画は、大雨や洪水等による水災を警戒・防水し、その被害を軽減することにより、公共の安全を確保することが可能となっている。

##### ③ 奥州市ハザードマップの作成

当市では、胆沢川や人首川の洪水浸水想定区域のほか、岩手県が公表した新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」などの情報を反映した「奥州市ハザードマップ」を作成している。このマップにより、各地域における災害リスクの高い箇所や避難場所等を住民が事前に確認でき、防災意識の向上と迅速な避難行動が可能となっている。

##### ④ 奥州市総合防災訓練の実施

市民の防災に対する意識啓発と防災機関相互の協力体制を確立することを目的として実施している。

##### ⑤ 防災備品の備蓄

奥州市地域防災計画に基づき、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資を備蓄計画（品目、数量、配置場所）に基づき、性別、性的マイノリティ（LGBT 等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、宗教上の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊婦等（要配慮者）の多様ニーズに配慮しながら備蓄し、定期的な点検と更新を行っている。

##### ⑥ 防災に関する情報提供

当市では防災に関する情報について、広報やホームページによる周知のほか、市内の浸水想定区域や土砂災害警戒区域、避難所、防災に関する情報など、災害に役立つ情報を盛り込んだ「奥州ハザードマップ」（令和 5 年 3 月発行）の市内全戸への配布や奥州市公式アプリ「ぽちっと奥州」の活用を呼び掛けるなど「自分の命は自分で守る」ことを基本に日頃の備えの大切さを発信している。

##### ⑦ 感染症予防計画の策定

当市では被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症の蔓延を防止するため別途「実施要領」を定め、関係機関との連携の下に必要な措置を講ずることとしている。

(2) 奥州商工会議所の取組

① 事業者B C Pに関する国の施策等の周知

小規模事業者に対して、国が発行する「中小企業B C Pの策定促進に向けて」「事業継続力強化計画認定制度」等のリーフレットを配布し、周知啓発に努めている。

② 損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震などによる財産損失のリスクをはじめ、経営、休業、自動車事故、労災事故、賠償責任等、さまざまなリスクに備える各種損害保険等について、岩手県火災共済協同組合や損保会社等と連携し普及及び加入促進を行っている。

③ 災害時における被災状況の情報収集及び相談窓口の設置

地震や台風等の自然災害の際には、会員事業所をはじめ商工業者の被災状況について情報収集し、奥州市、岩手県、日本商工会議所へ報告している。

また、大規模災害時には緊急特別相談窓口を設置し、資金繰りや各種支援施策等の情報提供・活用支援を行っている。

(3) 前沢商工会の取組

① 事業者B C Pに関する国の施策の周知

小規模事業者に対して、国が発行した「事業継続力強化計画認定制度のご案内」等のリーフレット等の関係資料を小規模事業者に配布することで、B C Pの必要性や施策活用に関する情報提供を行っている。

② 小規模事業者の事業継続力強化計画の策定・申請支援

小規模事業者が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定する制度で、認定を受けた小規模事業者は、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策を受けられる。小規模事業者から相談を受けた場合には、計画策定・申請支援を行っている。

③ 損害保険の加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクを始めとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などのリスクに備える各種損害保険等について、全国商工会連合会、岩手県商工会連合会、岩手県火災共済協同組合等と連携し、普及・加入促進を行っている。

④ 災害時における会員被災状況の収集

これまで、東日本大震災をはじめ台風等の自然災害の際は、会員事業所の被災状況について情報を収集し、岩手県商工会連合会並びに奥州市へ報告している。

## II 課 題

当市における小規模事業者の防災対策への支援における課題は次の通りである。

### 1 事業者B C Pの策定意識の向上

市内事業所のうち、すでにB C Pを策定しているのは一部の中小企業者に限られ、小規模事業者においては策定が十分に進んでいないのが現状である。また、当所としてもこれまでB C P策定に関する具体的な支援については本格的に取り組めていない。今後は、自然災害や感染症等の多様なリスクに備えるため、小規模事業者へB C P策定の必要性を広く周知し意識向上を図るとともに、実効性のある策定支援を行う必要がある。

### 2 策定支援のスキル習得の必要性

職員の事業者B C P策定に関する支援スキル習得が課題である。専門知識や実務ノウハウを有する専門家や損保会社等と連携を図り、職員がB C P策定支援に必要な知識を習得し、資質向上に努める必要がある。

### 3 災害応急対策に関する市と当所との連携体制の構築

現状ではそれぞれが事前対策や応急対策を行っている。発災時、速やかな応急対策を講じるために、両者の連携・協力体制を具体化する必要がある。

## III 目 標

上記の現状及び課題を踏まえ、目標を以下のとおり設定する。

### 1 事業者B C Pの策定支援

小規模事業者に対し、自然災害や感染症等のリスクを正しく認識させ、事前対策の必要性を広く周知する必要がある。また、セミナーの開催、専門家や損保会社等との連携による個別支援体制を構築し、B C P策定支援の強化を図る。

### 2 被害の把握と報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当市、当所、当会との間における被害把握と被害情報の報告ルートを構築する。

### 3 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援対策が行えるよう、組織内における体制及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

### II 事業継続力強化支援事業の内容

奥州商工会議所並びに前沢商工会と奥州市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### 1 事前の対策

奥州市地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

##### (1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

###### ① 巡回訪問による啓発活動

経営指導員等による巡回訪問の際、奥州市ハザードマップ等を活用して事業所立地における自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入など）について説明を行う。

###### ② 広報、ホームページ等による啓発活動

当所及び当会が発行する会報誌や当市の広報誌、ホームページ等を活用し、国の支援施策の紹介、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP取組事例を発信し、広く周知啓発を図る。

###### ③ 事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等についての指導及び助言を行う。また、事業継続の取組に関する専門家を招き、普及啓発セミナー等の実施、更には行政施策の紹介、損害保険制度等の紹介を行う。

###### ④ 新型ウイルス等感染症対策

業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者へ広く周知を図るとともに、感染症対策等につながる支援を行う。

##### (2) 商工会議所、商工会自身の事業継続計画の作成

###### 【奥州商工会議所】

当所における事業継続計画策定は令和8年4月より着手する。

###### 【前沢商工会】

「前沢商工会危機管理マニュアル」（令和6年2月更新）

##### (3) 関係団体等との連携

損害保険会社等にセミナー講師や専門家派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや、事業者BCP策定に関する個別支援等を実施する。また、関係機関に対して、普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の設置を依頼し、情報提供の機会を拡充する。

##### (4) フォローアップ

小規模事業者に対し、事業者BCP策定の有無や取組状況を確認するとともに情報提供を行い、適宜アドバイスを行う。また、当市及び当所・当会で定期的に会議を開催し、取組状況や改善等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（平成 23 年東日本大震災クラス）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートや情報伝達体制の確認を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

## 2 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 発災後 3 時間以内に、電話やメール等を利用して職員の安否や業務従事の可否、大まかな被害状況等（家屋被害や道路状況等）を確認し、当市、当所、当会で共有する。
- ② 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ③ 感染症流行や新型インフルエンザ等特別対策措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき、当所・当会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

安否確認や被害概況等を把握し情報共有した時点で、当市、当所、当会で応急対策の実施方針を協議・決定する。方針決定は、3 者間による協議で決定することとし、想定する応急対策の内容は概ね次の判断基準とする。

### 【被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）】

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模の被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 10% 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 1% 程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは交通網が遮断されており確認できない。</li></ul>	<ol style="list-style-type: none"><li>1) 緊急相談窓口の設置・相談業務</li><li>2) 被害調査・経営課題の把握業務</li><li>3) 復興支援策を活用するための支援業務</li></ol>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 1% 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 0.1% 程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>	<ol style="list-style-type: none"><li>1) 緊急相談窓口の設置・相談業務</li><li>2) 被害調査・経営課題の把握業務</li></ol>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

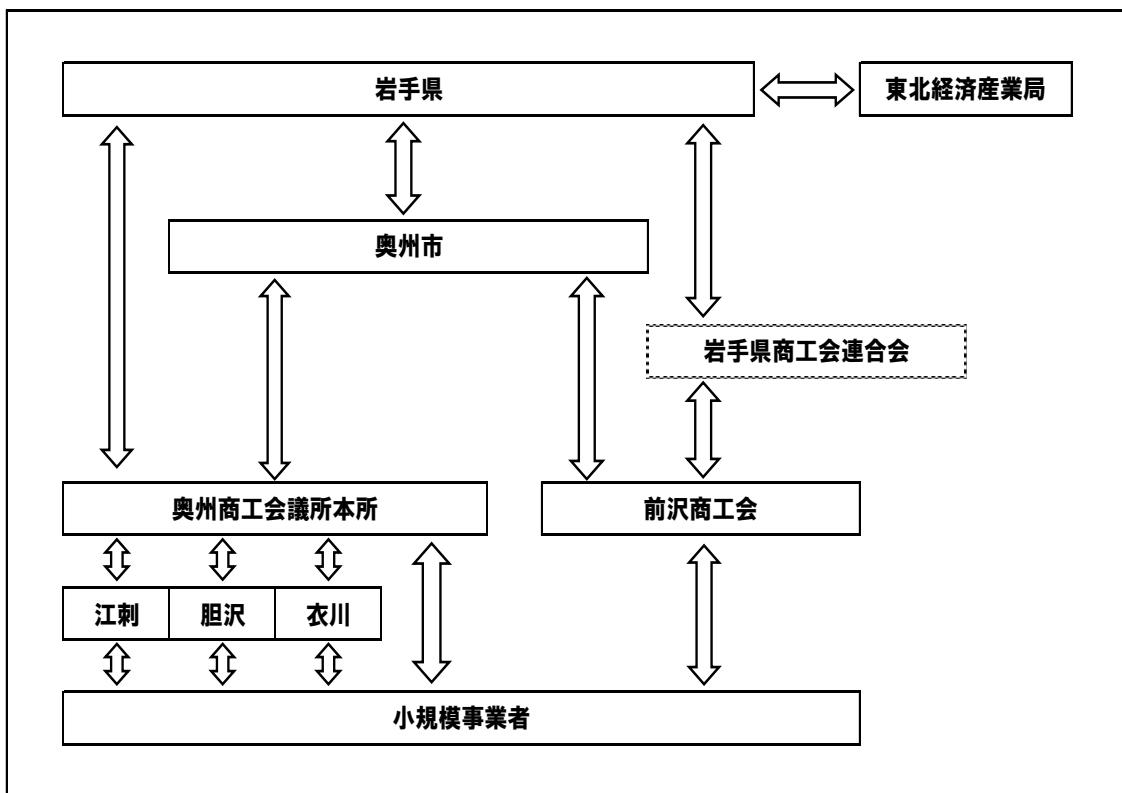
### 【被害情報等の共有間隔】

期 間	情報に関する間隔
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

### 3 発災時における指示命令系統・連絡体制

発災時に、地域内小規模事業者の被害状況の把握と迅速な報告、指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。また、二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について予め確認しておく。

#### (1) 指示命令・連絡体制図



#### (2) 二次被害を防止するため被災地域での活動内容

二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについては、奥州市商工労政課長が市災害対策本部の指示に従いながら活動方針を決定し、当所・当会に指示等を行う。

#### (3) 被害の確認方法

被害調査シート、集計・報告シートを定め、当市と当所・当会の情報共有を迅速かつ的確に行う。

(4) 被害額の算定の対象

奥州市地域防災計画に基づき、当所と当会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家被害」と「商工被害」の2つとする。

(5) 共有した情報の報告方法

当市と当所・当会が共有した情報は、岩手県の指定する方法により当市から岩手県へ報告する。当会は岩手県商工会連合会へも報告する。(新型ウイルス感染症に係る情報についても同様)

#### 4 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援

(1) 相談窓口の設置

当所・当会は当市と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。また、国・県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はこれに従う。

(2) 被害状況の把握と被害事業者施策の周知

地域内小規模事業者等の被害状況を詳細に確認するとともに、応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市等の施策)について、会報やホームページ等により地域内小規模事業者等に周知する。

#### 5 地区内小規模事業者に対する復興支援

(1) 岩手県及び奥州市の方針に沿って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

(2) 被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合、他の地域からの応援派遣等を当所は岩手県商工会議所連合会へ、当会は岩手県商工会連合会へ相談する。

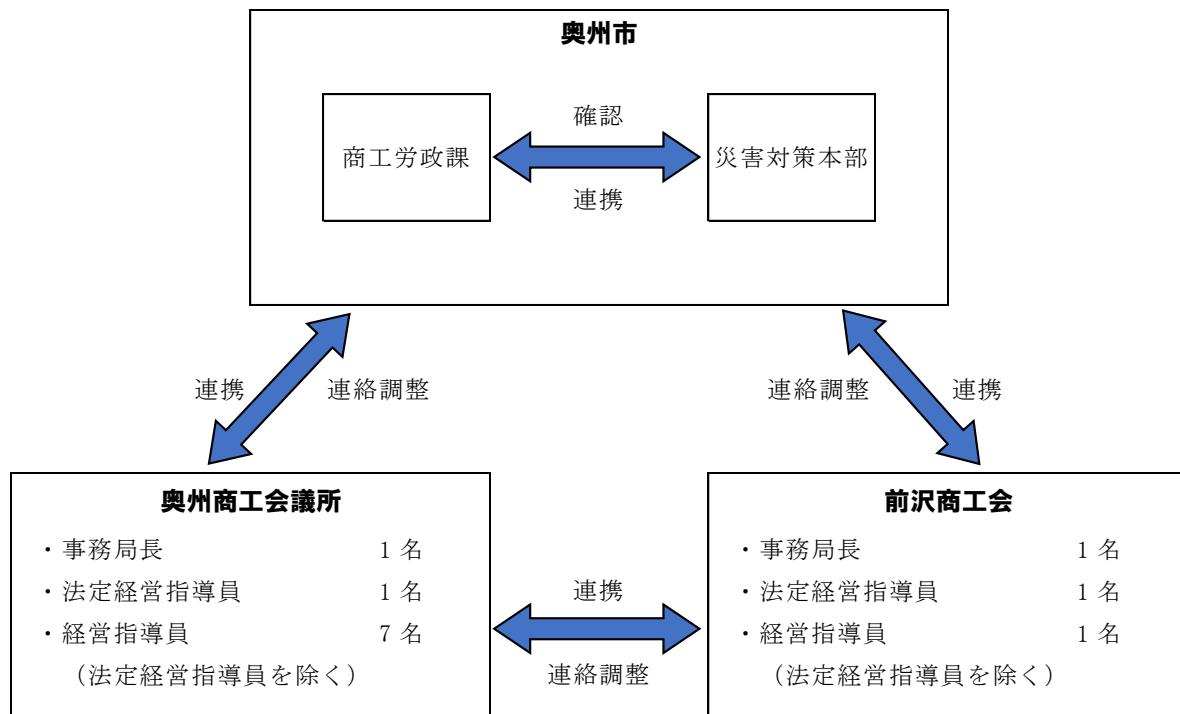
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

(奥州商工会議所)

◇氏名：菅原 和憲 (法定経営指導員)

◇連絡先：TEL0197-24-3141

(連携・連絡調整先：前沢商工会)

◇氏名：菅野 晴行 (経営指導員)、山田 徳浩 (経営指導員)

◇連絡先：TEL0197-56-2105

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

経営指導員を中心として、本計画の具体的な取り組みの検討や実行を行うものとし、隨時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業者B C Pの策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。また、他の職員に対し指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価、見直しを行う。

③広域経営指導員の当否 否

**(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先**

①商工会／商工会議所

奥州商工会議所

〒023-0818 岩手県奥州市水沢東町4番地

TEL 0197-24-3141 FAX 0197-24-3148

E-mail info@oshucci.com

連携・連絡調整先：前沢商工会

〒029-4208 岩手県奥州市前沢字七日町裏71番地

TEL 0197-56-2105 FAX 0197-56-2120

E-mail maesawa@syokokai.com

②関係市町村

奥州市商工観光部 商工労政課

〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地

TEL 0197-34-2331 FAX 0197-24-1992

E-mail shoukou@city.oshu.iwate.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	510	510	510	510	510
・専門家派遣費	250	250	250	250	250
・セミナー開催費	200	200	200	200	200
・チラシ等作成費	60	60	60	60	60

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金（国、県、市）、各種手数料等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携事業者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等